

令和7年第3回安堵町議会定例会会議録

(1日目)

令和7年9月2日(火) 開会

午前10時

1 応招議員 9名

1 番	松田 勝	2 番	近藤 晃一
3 番	森田 裕康	4 番	福井 保夫
5 番	浅野 勉	6 番	上林 勝美
7 番	山岡 敏	8 番	増井 敬史
9 番	森田 瞳		

2 出席議員 9名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	富井 文枝
教 育 長	久保 茂樹		
総 務 部 長	吉田 一弘	住 民 生 活 部 長	勝井 顯
事 業 部 長	廣瀬 好郁	理 事	池田 佳永
教 育 次 長	溝本 貴宏	会 計 管 理 者	富士 青美
総 合 政 策 課 長	増田 篤人	安 全 安 心 課 長	吉田 貴史
税 務 課 長	藤岡 征章	住 民 課 長	吉田 彰宏
子ども家庭推進室課長	西田 淳二	健康福祉推進室課長	井上 育久

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長心得	吉岡 さとこ	議会事務局リーダー	吉田 裕一
----------	--------	-----------	-------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて（安堵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について）

第 6 報告第 2号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）について）

第 7 議案第 1号 安堵町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

第 8 議案第 2号 安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第 9 議案第 3号 安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第10 議案第 4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

第11 議案第 5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

第12 議案第 6号 安堵町税条例の一部を改正する条例について

第13 議案第 7号 安堵町共同浴場条例の一部を改正する条例について

第14 議案第 8号 令和7年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について

第15 議案第 9号 令和7年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）について

第16 議案第10号 安堵中央公園体育館雨漏修繕工事の契約の締結について

第17 議案第11号 まほろば環境衛生組合規約の変更について

第18 議案第12号 訴えの提起について

第19 認定第 1号 令和6年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について

第20 認定第 2号 令和6年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第21 認定第 3号 令和6年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について

第22 認定第 4号 令和6年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第23 認定第 5号 令和6年度安堵町水道事業会計決算の認定について

第24 認定第 6号 令和6年度安堵町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定
について

第25 報告第 3号 令和6年度決算に係る健全化判断比率報告書について

第26 報告第 4号 令和6年度決算に係る資金不足比率報告書について

開 会

午前 10 時 04 分

議長（近藤晃一） 定刻を若干経過いたしました。只今から、令和7年第3回安堵町議会定例会を開会します。

出席議員は9名です。

定数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

はじめに、西本町長より開会にあたり御挨拶をお願いいたします。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆さん、おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

町長（西本安博） 毎日のように猛暑の日が続き、稲作の終盤を迎え水不足が深刻化しております。恵みの雨が欲しい今日この頃でございます。

そのような天候の中で、本日も大変暑い中、令和7年第3回安堵町議会定例会を招集いたしましたところ、議員におかれましては公私ともお忙しい中、御出席を賜りありがとうございます。

それでは本日提案させていただく案件ですが、議案が12件、報告案件が4件、令和6年度決算関係の認定案件が6件の計22件でございます。

議員の皆様には御審議いただく前に、各案件の概略を説明させていただきます。

まず、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」でございます。安堵町会

計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、地域手当の支給割合を改正するために、令和7年7月1日に専決させていただきましたことを報告するものでございます。

次に、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」でございます。令和7年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）について、新校務支援システムの本格稼働に伴い、8月中に教職員用端末を早急に整備する必要がございました。そのために、令和7年8月4日に専決させていただきましたことを報告するものでございます。

次に、議案第1号「安堵町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」でございます。教育長の任期満了に伴い、現教育長について引き続き任命を行いたく、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第2号「安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」でございます。委員の任期満了に伴い、同委員について引き続き任命を行いたく、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第3号「安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」でございます。委員の任期満了に伴い、同委員について引き続き同職に推薦を行いたく、議会の意見を求めるものでございます。

次に、議案第4号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。令和7年10月1日施行の、育児に係る両立支援制度について、利用しやすい勤務環境に整備することに関し、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第5号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。令和7年10月1日施行の、育児時間の多様化に関し、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第6号「安堵町税条例の一部を改正する条例について」でございます。地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、安堵町税条例について所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第7号「安堵町共同浴場条例の一部を改正する条例について」でございます。共同浴場の使用料について、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第8号「令和7年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について」でございます。総額1億4,065万2,000円の補正額でございますが、主な内容といたしましては、なら国際映画祭で安堵町の魅力を世界に発信するための補正予算、定額減税不足額給付金を対象者へ支払うための補正予算、小中学校体育館への空調設

備の設置により、児童生徒の熱中症対策及び学校施設の避難所機能を強化するため及び中学校の自転車通学の開始に向けた、駐輪場の整備を行うための補正予算、財政調整基金への積立金予算の増額補正等でございます。

次に、議案第９号「令和７年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第１号）について」でございます。令和６年度決算による、実績精算に伴う補正予算でございます。

次に、議案第１０号「安堵中央公園体育館雨漏修繕工事の契約の締結について」でございます。予定価格が５，０００万円を超えており、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条に該当するため、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第１１号「まほろば環境衛生組合規約の変更について」でございます。ごみ中継施設の開業に伴い、事務局の所在地を変更するには構成市町村の議決が必要となるため、まほろば環境衛生組合規約の一部を変更するものでございます。

次に、議案第１２号「訴えの提起について」でございます。令和６年３月議会で、調停の申立てを上程し、可決いただきました。その後、弁護士を介し調停を進めてまいりましたが、調停が不成立となったため、訴えを提起するものでございます。

次に、認定第１号から認定第６号につきましては、各会計におきまして令和６年度決算を認定いただくものでございます。

次に、報告第３号「令和６年度決算に係る健全化判断比率報告書について」でございます。健全化判断比率につきまして、御報告させていただくものでございます。

次に、報告第４号「令和６年度決算に係る資金不足比率報告書について」でございます。資金不足比率につきまして、御報告をさせていただくものでございます。

以上、簡単に説明をさせていただきましたが、詳細は、その都度、担当課長より説明をさせますので、御審議、御承認、御可決賜りますようお願い申し上げ、開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

議長（近藤晃一） はい。町長ありがとうございました。

それでは、お手元の議事日程に従いまして、進めてまいります。

日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、安堵町議会会議規則第１２０条の規定によりまして、６番 上林勝美議員、７番 山岡敏議員を指名します。

よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一）　続きまして、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から19日までの18日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から19日までの18日間とすることに決定をいたしました。

議長（近藤晃一）　続いて、日程第3「諸般の報告」を行います。

2件の報告があります。

まず1件目。7月7日月曜日に行いました議員派遣について、文教厚生常任委員会松田委員長から報告をお願いします。

文教厚生常任委員会委員長（松田　勝）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。松田委員長。

（松田文教厚生常任委員会委員長　登壇）

文教厚生常任委員会委員長（松田　勝）　皆さん、おはようございます。

（「おはようございます」の声あり）

文教厚生常任委員会委員長（松田 勝） それでは、議員派遣報告をいたします。令和7年8月4日、安堵町議会議員 近藤晃一様、議員派遣代表 文教厚生常任委員会委員長 松田勝。安堵町議会議員派遣視察研修報告書。安堵町議会議員派遣について、視察研修を実施しましたので、別紙のとおり会議規則第71条の規定により報告します。

1. 視察目的、安堵町立小学校及び中学校を視察し、小中一貫教育の推進を図るとともに、安堵町教育振興に寄与することを目的とする。

2. 期日、令和7年7月7日月曜日、午前10時30分

3. 派遣場所、安堵町立小学校及び中学校

4. 派遣議員、近藤議長、山岡副議長、松田議員、森田裕康議員、福井議員、浅野議員、上林議員、増井議員、森田瞳議員

5. 随行者、久保教育長、溝本教育次長、塩野教育推進課主幹、楠木教育推進課指導主事、吉岡事務局長心得

6. 視察内容、小学校で各学年の1クラス（合計6クラス）を参観した。各学年での学習は、従来の、先生が一方向的に喋り、質問をしていた形とは異なり、児童の自主性と協調性を重要視した授業へと変革されていた。例えば、小学1年生のひらがな学習でパソコンを利用し、それぞれが自分のペースで行っているのを先生が各机を回りながら確認をしていた。

その後、中学校に移動。各学年の1クラス（合計3クラス）を参観した。ここでも生徒の自主性を重要視した授業の展開がなされていた。

最後に、生徒達と同じ給食を試食した。栄養教諭の方から給食メニューの説明がなされ、栄養やカロリーなど、きめ細かな計算の下に調理されており、生徒達も満足しているものと推測された。

今後も、さらなる教育の変革が必要とされており、小中一貫教育の推進を図ることもその一つである。教育委員会が中心となり、早急な対策の策定が必要と考える。

さらに、施設の関連で2点申し添える。1点目は、小学校の建物の老朽化が激しく、修理が必要な部分があることと、1階職員室前廊下が薄暗い感じがしたので、早期のLED化工事が必要と考える。

2点目は、小中学校の体育館空調設備の改善である。今年は梅雨明けが早く、学校訪問をした当日も35度越えの厳しい暑さとなっており、午後の体育の授業は教室で行うこととなっていた。もちろん体育館での授業も計画されているが、運動場と同じぐらいの暑さを感じた。今年度以降も同様の暑さになることを想定し、体育館の空調設備の改善が必要と考える。

以上です。

議長（近藤晃一） はい。松田委員長ありがとうございました。

それでは2件目、7月29日に行いました議員派遣について、遊水地底面利活用特別委員会 上林委員長から報告をお願いします。

遊水地底面利活用特別委員会委員長（上林勝美） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。上林委員長。

（上林遊水地底面利活用特別委員会委員長 登壇）

遊水地底面利活用特別委員会委員長（上林勝美） 報告させていただきます。令和7年7月31日、安堵町議会議長 近藤晃一様、派遣議員代表 遊水地底面利活用特別委員会委員長 上林勝美。安堵町議会議員派遣（視察研修）報告書。安堵町議会議員派遣について、視察研修を実施しましたので、別紙のとおり会議規則第71条の規定により報告します。

1. 目的、川西町保田遊水地は、内外水対応型遊水地として整備され、6月から災害時の治水施設として運用が始まり、一方、平常時の活用として、国内初の国際規格のインラインスケート場やイベント広場、芝生広場、駐車場等の整備も進んでいます。施設を視察することで安堵町の遊水地底面利活用計画の進展を図る。

2. 期日、令和7年7月29日火曜日

3. 場所、川西町保田遊水地・オーバルパークかわにし

4. 派遣議員、近藤議長、松田議員、森田裕康議員、福井議員、浅野議員、上林、増井議員、森田瞳議員

5. 随行者、池田事業部理事、吉川事業課主幹、吉岡議会事務局長心得、吉田リーダー

6. 視察内容、磯城郡川西町にある「保田遊水地・オーバルパークかわにし」を視察した。施設底面は、全面コンクリート張りで3段階（A・B・C 地区）の高低差があり、本年4月に一番高いC地区に完成したインラインスピードスケート専用トラックで全国選手権開催により試験運用された。C地区は10年に1回の浸水予定域である。

その他、人工芝エリア、イベントエリア、駐車場100台なども整備されており、来

年４月の一般利用に向け管理棟、トイレ、上下水道の整備を進めていく予定と説明があった。

平時の遊水地底面利活用のメリットとして、日常的な維持管理により、ごみの堆積など環境悪化を防ぐ。

また、スケートパークを通じて、認知度の向上、地域の活性化を図る。そして住民が参加できるイベントを開催するほか、日常的に利用できる遊歩道・芝生エリアの整備により交流・体験の場とできる。高台にプレハブや防災トイレを設置し、防災機能強化を図れる。

質疑応答要旨、質問：インラインスピードスケート専用トラックを設置した目的について／回答：時間の余裕がない中、スケートボード場を整備する案もあったが、全国的に整備が進んでいることや町独自の魅力を打ち出すため、ローラースポーツ連盟と協議する中で結論に至った

質問：底面の施設設置にかかった費用及び負担区分について／回答：町事業費約７，０００万円（町単独約３，５００万円、国デジ電交付金約３，５００万円）

質問：維持管理について／回答：日常的な維持管理に関する管理・清掃等は、川西町が行う。災害時などは、国と町が連携し協力して復旧対応にあたる。底面利用の維持管理費は、町予算に計上済み。清掃等は、今年度の経験を踏まえて予算化する予定である。

以上です。

議長（近藤晃一） はい。上林委員長、ありがとうございました。

議長（近藤晃一） それでは、日程第４「行政報告」を行います。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） それでは、行政報告をさせていただきます。

まずは、まほろば環境衛生組合の可燃ごみ中継施設についてでございます。令和6年8月1日から安堵町内で工事を進めております、まほろば環境衛生組合可燃ごみ中継施設が間もなく完成する予定でございます。9月25日に竣工式を行い、令和7年10月1日より供用開始となる予定でございます。

安堵町で整備をしております可燃ごみ中継施設の愛称は、まほろばリレーステーションに決定をさせていただきました。

安堵町の可燃ごみは、10月より広陵町と河合町の可燃ごみとともに、まほろばリレーステーションに集められ、10トンの大型運搬車に積み替え、山辺・県北西部広域環境衛生組合の、やまとecoクリーンセンターに運搬し、処分することとなります。

次に、第14回安堵町ふれあい盆踊り大会についてでございます。安堵町の伝統行事、風物詩でございます第14回の安堵町ふれあい盆踊り大会が8月24日日曜日に盛大に開催をされました。

当日は4,000人の方々が来場され、盆踊りの他、和太鼓演奏・空手・キッズダンス等のイベントや多くの模擬店が出店され、フィナーレには花火が打ち上げられ、会場は大いににぎわったところでございます。

次に、災害時における井戸の使用に関する協定についてでございます。令和7年8月12日に災害対策事業の一環として、イシメン株式会社と株式会社レインボーリネンサプライと災害時における井戸の使用に関する協定を締結いたしました。

この協定は、地震風水害などの大規模な災害が発生し、断水等が発生した場合、住民の生活用水の確保のため、企業が所有する井戸を使用し、井戸水の提供を受けるための協定となるわけでございます。

次に、大阪・関西万博の安堵町出店についてでございます。2025年日本国際博覧会、大阪・関西万博が大阪夢洲におきまして開催されております。世界中から多くの方々が来場し、会場は大いに盛り上がっているところでございます。

奈良県と県内39市町村は、奈良を拠点に映画制作をする河瀬直美氏がプロデュースするパビリオン、ダイアログシアター命のあかしとコラボレーションし、9月12日から25日の14日間で、5グループに分かれて出展をいたします。安堵町は9月16日と17日の2日間で、本町の歴史や文化について出展を行いたい、このように考えております。

次に、なら国際映画祭実行委員会の映画制作への協力についてでございます。映画

監督の河瀬直美氏がエグゼクティブプロデューサーを務める、なら国際映画祭の、奈良と世界をつなぐ映画制作プロジェクトである、ナラティブが、この度、安堵町をロケ地として映画を制作することになりました。

このプロジェクトは、県内自治体がロケ地となるわけでございまして、本町で記念の10作目となります。記念すべき作品が、安堵町で撮影することとなるわけでございます。

住民と、なら国際映画祭のコンペティション部門において受賞した監督・スタッフが映画撮影活動に協力して取り組むことで、安堵町の地域コミュニティの活性化が期待されるところでございます。

また、撮影された作品が、国内外の映画祭等で上映され、ロケ地である安堵町に世界の皆様から関心を持っていただき、関係人口が増加することで、地域経済が活性化すると期待をしているところでございます。

以上でございます。

教育長（久保茂樹） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。久保教育長。

（久保教育長 登壇）

教育長（久保茂樹） よろしく申し上げます。行政報告させていただきます。教育委員会所管事務について、6月議会で御報告させていただいた以降の新たな事項について報告をさせていただきます。

まず、町立学校において、1学期の教育課程の執行を終え、7月19日より8月末まで夏期休業、9月1日月曜日より2学期の始業を迎えております。

なお、こども園においては、3歳から5歳児の1号認定の園児は7月19日から8月20日まで夏休みがあり、その他の園児は順調に通常の保育活動を遂行しております。

次に、7月8日火曜日午後です、第1回学校運営協議会を開催し、会長・副会長の選出、協議会規則や運営委員会の目的そして意義についての共有をしたあと、児童生徒の様子と、これからの取組について議論が交わされました。次回は12月開催予定です。

次に、教育委員会が所管している社会教育関係ですが、「水泳教室」、「親子陶芸教室」、「親子deクッキング」など、予定していた講座を無事終えることができました。

今後の予定としまして、スポーツ協会主催の秋季大会を9月7日、14日にかけて競技ごとに開催を予定しています。教育委員会主催の第50回町民体育祭を10月26日に、また第39回町民文化祭を11月1日から3日にかけての三日間で開催させていただき、三日目の11月3日には人権教育講演会もカルチャーセンターにて開催させていただく予定です。

今後におきましても、町立学校及びこども園の諸行事の実施、社会教育事業等、円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、教育委員会関係の御報告といたします。

議長（近藤晃一） これで、行政報告を終わります。

議長（近藤晃一） 続いて、日程第5 報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について）」を議題といたします。

本案件について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。増田総合政策課長。

（増田総合政策課長 登壇）

総合政策課長（増田篤人） 改めまして、おはようございます。総合政策課 増田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について）」説明させていただきます。

本改正につきましては、令和6年8月の人事院勧告により、国家公務員の一般職の

給与に関する法律の一部を改正する法律が同年１２月に可決・成立したことに伴い、国の改正に準じて、安堵町の会計年度任用職員に係る地域手当の支給割合を改正するものでございます。

改正内容につきましては、会計年度任用職員の地域手当について、一般職の職員と同様に見直しを行うものでございます。

また、本改正につきましては、国の改正に合わせて令和７年４月１日より施行すべきところですが、令和７年６月に改正漏れが発覚し、早期に改正を行う必要があったことから、令和７年７月１日の専決処分とし、公布の日から施行、令和７年４月１日より適用させていただきました。

それでは、詳細につきまして、新旧対照表により説明させていただきます。議案書の３ページ、新旧対照表をお願いいたします。

第１７条第４項でございますが、パートタイム会計年度任用職員の地域手当を「１００分の６」から「１００分の４」に改めます。

なお、本条例は公布の日から施行し、令和７年４月１日から適用します。経過措置といたしまして、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの間は「１００分の４」とあるのは「１００分の５」とします。

以上でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第１号 専決処分の承認を求めることについて（安堵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定に基づき、安堵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

令和７年９月２日報告、安堵町長 西本安博。

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定に基づき、安堵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和７年７月１日専決、安堵町長 西本安博。

本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。

御審議、御承認よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一） はい。只今、日程第5 報告第1号について、説明がございました。

何か、質疑ございますか。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。上林議員。

6番（上林勝美） お尋ねいたします。今般、報告第1号で、会計年度任用職員、パートタイムの方ということで、条例の改正漏れがあったということで、するということなんです。本条例によって、今年の4月1日に遡って地域手当が6%から5%にということで、不利益的な遡及適用になると思いますが、その点是不利益遡及ということで、できないのではないのでしょうか。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。増田課長。

総合政策課長（増田篤人） 自席より失礼いたします。総合政策課 増田でございます。先ほども説明させていただきましたとおり、本町は国の改正に準じて地域手当の方を運用しているところでございます。すべての一般職とフルタイム会計年度任用職員につきましては5%を運用しておりまして、同様に、すでにパートタイム会計年度任用職員につきましても5%を運用しているところでございました。

これに合わせて、改正漏れを修正したところでございますので、不利益ということでは認識はしておりませんので、御理解頂きますようによろしく願いいたします。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 一般職の方と一緒に適用なので問題ない。ということなんですが、条例がないのに4月から減額してたというのは、問題ではないのでしょうか。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。増田総合政策課長。

総合政策課長（増田篤人） 改正できていなかったことについては、お詫びいたします。完全に事務が漏れていたというところがございます。ただ、事務的には5%運用で進めておりましたので、会計年度任用職員に対しては不利益とは考えておりませんので、御理解いただけますようによろしくお願いいたします。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 会計年度任用職員は1年を限ってということで、毎年更新という形を取っておられると思いますが、1年の中でも、そうやって遡及して不利益を被ると。職員と同様に人勤を適用したということなんですが、今後はこういう漏れのないようにお願いします。

それと、もう1点ですが、併せて会計年度任用職員の勤務条件通知書について、4月段階で辞令交付しておられると思うんですが、以前から、年度当初に決めた額で会計年度任用職員については人勤の適用はないと。そのままいくというお話でしたが、改めて給料表を用いるということを聞きましたので、その点について説明をお願いします。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。増田総合政策課長。

総合政策課長（増田篤人） 会計年度任用職員の勤務条件通知書についての御質問ですけども、これまでは、年度当初に通知していた内容を人事院勧告を適用せずに運用してい

たところでございますが、令和7年度よりその内容を改めまして、適用できるように組織の方を変えた上で、皆さんに通知しております。

ですので、人事院勧告等を今後反映できるようにしておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（近藤晃一） 上林議員。

6 番（上林勝美） 今年度から会計年度任用職員についても、人事院勧告の、昇給について適用していくというお答えでしたが、これについても当初から、辞令交付の段階で、今年の人勧適用については、あるかないかというのが部内で話があると思うんですが、最近になってそういう取扱だという説明をされてるんですが、なぜそういうふうに、年度当初にそういう給料表を用いると決めてるのに、遅く我々に説明をされるわけですか。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。増田総合政策課長。

総合政策課長（増田篤人） 大変申し訳ありません。私の認識不足でございます。以後気をつけるようにいたします。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（近藤晃一） 上林議員。

6 番（上林勝美） 今後、遺漏のないように、よろしくお願いいたします。
質問を終わります。

9 番（森田 瞳） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。森田瞳議員。

9番（森田 瞳） パートの方々、要するに地域手当のことで論議されておりますけども、安堵町の特別職の地域手当というのを各町から見てみたら、特別職の方が非常に減額されておる。以前から減額されてるということも聞き及んでおります。

この辺をですね、総合的に見直ししていただいて、他町と同様に地域手当の支給の方も一考されてはどうかということも、進言をさせていただいて、私の意見とさせていただきます。

以上です。

議長（近藤晃一） はい。本件に関しましては、助言いただいたという形で受けてよろしいでしょうか。

9番（森田 瞳） はい。

議長（近藤晃一） はい。では後日検討いただくということをお願いします。

それと、上林議員の質問の中で、不利益行為の遡及という言葉がございました。これ、本議会で不利益行為を承認したというふうになるといけませんので、不利益行為には該当しないという説明の下であったというところだけは、申し添えたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本件に関しまして質問ございますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） それでは、質疑なしと認めます。

討論を省略しまして、これより報告第1号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 異議なしと認めます。

報告第１号は、原案のとおり承認されました。

議長（近藤晃一） 続いて、日程第６ 報告第２号「専決処分の承認を求めることについて（令和７年度安堵町一般会計補正予算（補正第４号）について）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。増田総合政策課長。

（増田総合政策課長 登壇）

総合政策課長（増田篤人） 総合政策課 増田でございます。よろしくお願いいたします。
報告第２号「専決処分の承認を求めることについて（令和７年度安堵町一般会計補正予算（補正第４号）について）」でございます。

本補正につきましては、令和７年９月からの新校務システムの本格稼働に伴い、教職員用端末について端末整備が必要となったため、補正予算を計上するものでございます。

専決理由といたしまして、当初は既存の端末を使用する予定でしたが、総務省との打合せの中で、国の基準に合った端末の新規整備が必要との指摘があり、８月中に端末整備の完了が必要となったため、令和７年８月４日に専決処分とさせていただきますので、議会に報告するものでございます。

それでは補正予算書、議案書の１２ページ、１３ページ、歳出を御覧ください。

９款 教育費、１項 教育総務費、６目 ＩＣＴ教育推進事業費におきまして、教職員用端末備品購入費として３２４万６，０００円の増額。

戻っていただきまして、１０ページ、１１ページをお願いいたします。

１８款 繰入金、１項 基金繰入金、１目 基金繰入金におきまして、財政調整基金３２４万６，０００円、同額を増額してこれを当該事業に充てるものでございます。
以上です。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和7年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

令和7年9月2日報告、安堵町長 西本安博。

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和7年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）を別紙のとおり専決処分する。

令和7年8月4日専決、安堵町長 西本安博。

4ページをお願いいたします。

令和7年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）

令和7年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ324万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億319万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年8月4日専決、安堵町長 西本安博。

次のページ、第1表をお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入。18款 繰入金、1項 基金繰入金、補正前の額6億1,407万2,000円、補正額324万6,000円、計6億1,731万8,000円。

これにより、歳入合計が、補正前の額43億9,994万9,000円、補正額324万6,000円、計44億319万5,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。9款 教育費、1項 教育総務費、補正前の額1億8,192万6,000円、補正額324万6,000円、計1億8,517万2,000円。

これにより、歳出合計、補正前の額43億9,994万9,000円、補正額324万6,000円、計44億319万5,000円でございます。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。御審議、御承認よろしく願いいたします。

議長（近藤晃一） はい。只今の説明につきまして、質疑ございますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 質疑なしと認めます。

討論を省略して、これより報告第2号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 異議なしと認めます。

報告第2号は、原案のとおり承認されました。

議長（近藤晃一） 続いて、日程第7 議案第1号「安堵町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案件について提案理由の説明を求めます。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 議案第1号「安堵町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」でございます。本案の提出理由を御説明いたします。

令和7年9月30日をもって、久保茂樹教育長の任期が満了いたしますが、次期においても同氏を教育長に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

久保氏は、本年4月から教育長として、広く教育分野における行政を推進していただいております。人格高潔で、学校教育、生涯学習に対する真摯な姿勢、本町の文化を生かす意思は、住民関係者等から信頼が厚く、今後も同氏に任せたいと考えておるところでございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第1号 安堵町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年9月2日提出、安堵町長 西本安博。

記。

氏名は、久保茂樹。久保氏の略歴等は議案書別紙のとおりでございます。

以上でございます。

御審議、御同意のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（近藤晃一） それでは、只今から質疑を行います。

質疑は、ございますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

只今、議題となっております議案第1号は、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長（近藤晃一） 続いて、日程第8 議案第2号「安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。増田総合政策課長。

（増田総合政策課長 登壇）

総合政策課長（増田篤人） 総合政策課 増田でございます。議案第2号「安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

本町教育委員の4名のうち、霊秀党委員が令和7年9月30日をもって任期満了となります。霊氏は、教育関係の識見を有し、人格高潔な人物でおります。

引き続き、同氏を同職に任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

それでは議案第2号を朗読いたします。

議案第2号 安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年9月2日提出、安堵町長 西本安博。

氏名、霊秀党。霊氏の略歴等は議案書別紙のとおりでございます。

なお、任期は本年10月1日から令和11年9月30日までの4年間でございます。

御審議、御同意賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一） はい。それでは、只今から本案についての質疑を行います。

質疑ございますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

只今、議題となっております議案第2号は、総務産業建設常任委員会に付託したい
と思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議長（近藤晃一） 続いて、日程第9 議案第3号「安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。増田総合政策課長。

（増田総合政策課長 登壇）

総合政策課長（増田篤人） 総合政策課 増田でございます。議案第3号「安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

本町人権擁護委員3名のうち、吉田敏子委員が、本年12月31日をもって任期満了となります。吉田氏は、人権擁護について深く理解し、奈良県人権擁護委員協議会

においては、男女共同参画委員会に所属され、第5部会においても、積極的に活動されています。

よって、次期においても当該者を本町から推薦することについて、議会の意見を求めるものでございます。

それでは、議案第3号を朗読いたします。

議案第3号 安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年9月2日提出、安堵町長 西本安博。

記。

氏名、吉田敏子。吉田敏子氏の略歴等は、議案書別紙のとおりでございます。

なお、任期は令和8年1月1日から令和10年12月31日までの3年間でございます。

御審議、御可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一） 本案について、質疑ございますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

只今、議題となっております議案第3号は、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議長（近藤晃一） 続いて、日程第10 議案第4号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。増田総合政策課長。

（増田総合政策課長 登壇）

総合政策課長（増田篤人） 総合政策課 増田でございます。議案第4号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」説明させていただきます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）が令和7年1月8日に公布され、育児介護に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備に関する規定が令和7年10月1日に施行されます。

本改正につきましては、国との権衡を図る観点から、仕事と育児の両立支援制度の利用に関し、本条例に職員の意向確認等の規定を追加するため改正を行うものでございます。

それでは、議案書の5ページ、一番最後ですね、新旧対照表の最後のページからお願いいたします。

「第15条の4」を「第15条の5」に改めます。

戻っていただきまして、4ページ。15条の3中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を「第15条の4」に改めます。

また戻っていただきまして、3ページ。これによりまして、第15条第1項中「第15条の3第1項」を「第15条の4第1項」に改めます。

第15条の2の次に、第15条の3の規定を追加いたします。

本規定は、第1項で妊娠、出産を申出た職員に対し、第1号では、仕事と育児の両立に資する制度について、措置を知らせる措置について。第2号については、仕事と育児等の両立に資する制度又は措置に係る意向確認をするための措置について。第3号では、この心身の状況及び育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して、当該子の出生日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情に関して、申出職員の意向を確認する措置について。これらを義務づ

けています。

第2項では、3歳に満たない子を養育する職員を養育する職員に対し、同項と同様の措置を義務づけています。

第3項では、第1項第3号及び前項3号で意向確認した内容に配慮しなければならない旨、規定しております。

以上でございます。

本条例につきましては、令和7年10月1日から施行いたします。

経過措置として、施行期日前においても、改正後の第15条の3第2項の規定の措置を講ずることを規定しております。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年9月2日提出、安堵町長 西本安博。

なお、改正本文は、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一） それでは、只今から質疑を行います。

質疑は、ございますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 討論なしと認めます。

これより、議案第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（近藤晃一） 起立、全員です。お座りください。

議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議長（近藤晃一） 続いて、日程第11 議案第5号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。増田総合政策課長。

(増田総合政策課長 登壇)

総合政策課長（増田篤人） 総合政策課 増田でございます。議案第5号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」説明させていただきます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が令和7年1月8日に公布され、育児時間の多様化に関する規定が令和7年10月1日に施行されます。本改正につきましては、改正後の地方公務員の育児休業に関する法律第19条の規定に基づき、新たな部分休業制度に関する条例委任事項を定めるなど、部分休業の取得パターンの多様化等についての規定を追加するため、改正を行うものでございます。

それでは、議案書の新旧対照表4ページでございます。御覧ください。

第1条中、育児休業法の改正により、引用している規定について改めます。

第17条中、本条例中の用語等の整理を行います。

第18条中、これまでの部分休業を第1号部分休業とし、第1号部分休業の取得について、勤務時間の始めと終わりとは限定した規定を改め、勤務時間内での取得ができるよう改正を行います。

次に、18条の次に、18条の2から18条の5の、4条を加えます。

18条の2の規定は、第2号部分休業について新たに規定し、1時間以上で1日で

も取得できるよう改めます。

次に、6 ページをお願いいたします。18 条の 3 の規定は、部分休業を取得する期間の 1 年を 4 月 1 日から 3 月 31 日と規定しております。

18 条の 4 の規定は、第 2 号部分休業の取得時間の基準を非常勤職員以外の職員は、7 7 時間 3 0 分に、非常勤職員は、当該非常勤職員の勤務日、1 日当たりの勤務時間に 1 0 を乗じて得た時間に規定し、これを超えない範囲で取得できるように規定しております。

第 18 条の 5 は、部分休業を取得する職員は、あらかじめ取得を申出た第 1 号部分休業、または第 2 号部分休業のいずれかの部分休業について、配偶者の負傷や入院等の特別な事情がある場合は、申し出た部分休業の取得について変更できるように規定しております。

19 条及び 20 条については、育児休業法等の改正により、引用している規定について改めるものでございます。

以上でございます。

なお、本条例は令和 7 年 10 月 1 日から施行いたします。

経過措置といたしまして、条例施行日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における、第 2 号部分休業の取得時間の基準については、非常勤職員以外の職員は 3 8 時間 4 5 分に、非常勤職員は勤務時間数に乗ずる値を 5 とさせていただきます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第 5 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 2 日提出、安堵町長 西本安博。

なお、改正本文は、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一） これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤晃一) 討論なしと認めます。

これより、議案第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(近藤晃一) 起立、全員です。お座りください。

議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議長(近藤晃一) 続いて、日程第12 議案第6号「安堵町税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務課長(藤岡征章) はい、議長。

議長(近藤晃一) はい。藤岡税務課長。

(藤岡税務課長 登壇)

税務課長(藤岡征章) おはようございます。税務課 藤岡です。よろしくお願いいたします。私の方からは、議案第6号「安堵町税条例の一部を改正する条例について」を説明させていただきます。

本条例の一部改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律、政令及び省令が、令和7年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、公示送達につきまして、従来の掲示板に掲示する方法に加えまして、ホームページや事務所に設置したパソコン等の画面に表示することで、公示送達を行うことが可能とする改正。

二つ目に、大学生年代、19歳以上23歳未満の新たな控除が創設され、扶養控除の対象となる所得要件を超えた場合であっても、控除の額が段階的にだんだんと減っていく仕組みを設ける改正でございます。

三つ目に、加熱式たばこの課税方法を見直し、2段階に分けて1本あたりの税額を紙巻きたばこと同等にする改正でございます。

その他、法律改正に合わせる条例改正でございます。

それでは、新旧対照表により説明させていただきます。議案書6ページの新旧対照表をお願いいたします。

第18条の改正は、公示送達につきまして、省令改正に合わせた改正を行うものでございます。公示送達とは、地方団体の徴収金の賦課徴収または還付に関する書類は、郵送によりお知らせしておりますが、住所等が明らかでなく、郵送した書類が届かない場合は、掲示板に必要な事項を掲示することで、書類の送達があったものとみなす制度でございます。

従来の掲示板に掲示する方法に加えまして、ホームページに公示事項を表示する措置を取るとともに、事務所に設置したパソコン等の電子計算機の画面に表示することで、公示送達を行うことが可能となるものでございます。

18条の3の改正は、第18条の改正に伴う規定の整備でございます。

第34条の2の改正は、大学生年代の子等に関する特別控除、特定親族特別控除に関する規定の整備でございます。年齢19歳以上23歳未満の特定親族について、既存の扶養控除の対象となる所得要件を超えた場合であっても、新たに特別控除を設け、控除の額が段階的に、だんだんと減る仕組みにするものでございます。

次のページ、7ページをお願いします。第36条の2の改正でございますが、特定親族特別控除の創設に伴う、公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定の整備でございます。

次の、8ページをお願いいたします。36条の3の2の改正は、記載事項につきまして、特定親族を追加するものでございます。

36条の3の3の改正は、特定親族特別控除の創設に伴う、公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定等の整備でございます。

次の、9ページをお願いいたします。9ページの附則第16条の2の2の改正は、

加熱式たばこに係る市町村たばこ税の課税方式の見直してございます。加熱式たばこの課税方法を見直し、２段階に分けて１本あたりの税額を紙巻きたばこと同等にするものでございます。

議案書の３ページをお願いいたします。下段をお願いいたします。この条例の施行期日は令和８年１月１日からでございます。また、ただし書きのとおり、第１号に規定します、加熱式たばこに関することは、令和８年の４月１日から、次のページの第２号に規定いたします、公示送達に関することは、地方税法等の一部を改正する法律附則第１条第１２号に掲げる規定の施行の日からの施行となっております。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第６号 安堵町税条例の一部を改正する条例について

安堵町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和７年９月２日提出、安堵町長 西本安博。

次のページ以降の本文につきましては、先ほど説明させていただいた内容と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一） それでは、これより質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

６番（上林勝美） はい。

議長（近藤晃一） はい。上林議員。

６番（上林勝美） １点、お伺いいたします。公示送達の御説明がありました。地方税法の一部を改正する法律が公布され、安堵町税条例についても所要の改正を行うということで、従来の役場前の掲示板で掲出しておったものに新たに加えて、町のホームページ、そして事務所の税務課のパソコンなどでも、画面にも表示すると。それによって公示送達を行うという規定の改正なんですが、これはインターネットのホームページということで、世界各国に不特定多数の閲覧をされるということで、また表の掲示板と違った意味で、個人情報のプライバシーの観点からも厳に厳しく取り扱わなければいけないと思うんですが、その点について氏名住所など、どのようにお考えでしょうか。

税務課長（藤岡征章） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。藤岡課長。

（藤岡税務課長 登壇）

税務課長（藤岡征章） 自席より失礼いたします。公示送達をホームページで行うということですが、個人情報保護の観点から問題ないのか。というような内容かなと思います。

公示送達を行う際に、掲示するものといたしましては、氏名と住所、郵送した書類名、例えば督促状などという形で掲示しております。

役場前にある掲示板を見に来なくても、ホームページで見ることができ、利便性に関しては向上すると思われるんですけども、反面、ホームページで掲載することによりまして、コピー等が簡単にできますし、また目的外でも利用できると懸念はされております。

実施時期までに慎重に、個人情報の関係もございますので、検討してまいりたいと考えます。

以上です。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 個人情報の観点から、やはり問題がないとは言えない。という御回答でしたので、実施にあたって細心の注意を払われて、個人情報保護の観点からも施策を進めていただきたいと思います。

以上です。

議長（近藤晃一） はい。藤岡課長、そういう形でよろしいですか。

それでは、他の質疑ございますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 討論なしと認めます。

これより、議案第6号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（近藤晃一） 起立、全員です。お座りください。

議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議長（近藤晃一） 只今、11時15分です。25分まで暫時休憩をいたします。

休 憩（午前11時15分）

再 開（午前11時25分）

議長（近藤晃一） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第13 議案第7号「安堵町共同浴場条例の一部を改正する条例について」を
議題といたします。

議案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。吉田住民課長。

（吉田住民課長 登壇）

住民課長（吉田彰宏） 改めまして、おはようございます。住民課の吉田です。よろしくお願いいたします。それでは、議案第7号「安堵町共同浴場条例の一部を改正する条例について」を御説明させていただきます。

内容につきましては、安堵町共同浴場の日新湯は、平成13年から営業開始しており、約24年が経過しており、当浴場の給湯設備は、経年劣化により修繕料は増加傾向にあります。

直近5年間の修繕料の平均支出額は、約170万円となっております。また、共同浴場の年間の使用料の収入額は、約300万円を推移していることから、修繕料等の増により歳入と歳出の差が大きくなっており、受益者負担の観点から、共同浴場使用料の値上げをするため、条例の一部改正を行うものでございます。

なお、今回の値上げによる共同浴場使用料の増収額は、延べ利用人数1万9,000人を想定し、約185万円を見込んでおります。

なお、施行日につきましては、周知期間等を鑑み、6か月と考え、令和8年4月1日とさせていただきます。

詳細につきましては、新旧対照表により説明させていただきます。議案書の最後の裏面、2ページをお願いします。

別表、第4条関係につきましては、現行大人150円を大人250円に、子ども100円を150円に引上げの改正を行うものでございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第7号 安堵町共同浴場条例の一部を改正する条例について

安堵町共同浴場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年9月2日提出、安堵町長 西本安博。

本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一） これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

只今、議題となっています議案第7号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長（近藤晃一） 続きまして、日程第14 議案第8号「令和7年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について」を議題とします。

本案件について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。増田総合政策課長。

（増田総合政策課長 登壇）

総合政策課長（増田篤人） 総合政策課 増田でございます。議案第8号「令和7年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について」でございます。

本補正につきましては、議案書の18ページ、19ページを御覧ください。

はじめに歳出でございますが、2款 総務費につきましては、1項 総務管理費、4目 企画費で、なら国際映画祭が、奈良の魅力を世界に発信するため、県内各指

定地域行政・映画スタッフが一体となって映画制作をする、ナラティブに協力するための予算として５００万円の増額補正。同款、同項、６目 電子計算費は、子ども子育て支援金制度の円滑な施行に向けた、人事給与システムの改修が必要となるため、７７万円の増額補正。また、財務会計システム改修の起債が可能となったことにより、財源を更正いたします。

次に、同款、２項 徴税費、１目 税務総務費で、定額減税調整給付金の不足額を支給するための予算について、６月補正後、対象者が見込みを上回ったため、９５０万円の増額補正をいたします。

３款 民生費につきましては、１項 社会福祉費、７目 介護保険事業費で、令和６年度、７年度介護保険特別会計における、低所得者介護保険料軽減に充当する繰出金及び令和７年度介護保険給付に対する繰出金の増額によりまして、５０万円を増額補正いたします。

同款、２項 児童福祉費、１目 児童福祉総務費につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響を受けている、就学前児童一人あたり３万円を支給するため、７２０万円の増額補正を行います。

２０ページ、２１ページをお願いいたします。同款、同項、３目 こども園費は、こども園改修工事の起債が可能になったことによる財源更正でございます。

９款 教育費につきましては、１項 教育総務費、２目 事務局費で、小中学校の体育館への空調設備の設置により、児童生徒の熱中症対策及び学校施設の避難所機能を強化すること。また、中学校が自転車通学開始予定のため、駐輪場の整備が必要となったため、６１８万２，０００円を増額補正いたします。

１２款 諸支出金、１項 基金費につきましては、前年度の余剰金につきまして、財政調整基金に１億１，１５０万円を積み立てるための予算を増額しております。

次に、１２ページ、１３ページをお願いいたします。９款 地方特例交付金、１項 地方特例交付金、１目 地方特例交付金につきましては、住宅借入金等特別税額控除減収補填分の減収と、定額減税等の税込減税分の補填の増収を合算し、１１２万３，０００円の減額補正でございます。

１０款 地方交付税、１項 地方交付税、１目 地方交付税につきましては、地方交付税を算定した結果、１億５，９８４万円の増額補正となります。令和６年度は、令和５年度に法人税で修正申告による臨時的な税込がであったことにより、大きく減額しましたが、令和７年度は、その影響がなくなり増額となっております。

１４款 国庫支出金、１項 国庫負担金、１目 民生費国庫負担金につきましては、

民生費の歳出補正の低所得者介護保険料軽減繰入金に対する国庫財源として１６万２，０００円の増額補正。

同款、２項 国庫補助金、１目 総務費国庫補助金につきましては、歳出補正の総務費、定額減税不足額給付事業及び民生費の子育て応援給付金事業の財源として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が１，６７０万円の増額補正でございます。

次に、１４ページ、１５ページをお願いいたします。

１５款 県支出金、１項 県負担金、１目 民生費負担金につきましては、民生費の歳出補正の低所得者介護保険料軽減繰入金に対する県費の財源として８万１，０００円の増額補正。

１８款 繰入金、１項 基金繰入金、１目 基金繰入金につきましては、財政調整基金から繰入金２億６，６９９万１，０００円の減額補正。

１９款 繰越金、１項 繰越金、１目 繰越金につきましては、令和６年度の決算確定により２億２，２９０万７，０００円の増額補正でございます。

２０款 諸収入、３項 雑入、１目 雑入につきましては、令和６年度介護保険給付費繰入金の返還金で７万６，０００円の増額補正でございます。

最後に、２１款 町債に係る補正として、総務債が２９０万円の増額、民生債が６１０万円の増額となります。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第８号 令和７年度安堵町一般会計補正予算（補正第５号）について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１８条第１項の規定に基づき、令和７年度安堵町一般会計補正予算（補正第５号）を別紙のとおり提出する。

令和７年９月２日提出、安堵町長 西本安博。

続きまして、議案書の２ページをお願いいたします。

議案第８号 令和７年度安堵町一般会計補正予算（補正第５号）

令和７年度安堵町一般会計補正予算（補正第５号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１億４，０６５万２，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４５億４，３８４万７，０００円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年9月2日提出、安堵町長 西本安博。

3ページの、「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、先ほどの説明のとおりでございますので、次のページの4ページにつきましても、先ほど説明させていただいたとおりでございます。

これによりまして、歳入歳出合計が、補正前の額44億319万5,000円、補正額が1億4,065万2,000円、計で45億4,384万7,000円でございます。

次に、5ページをお願いいたします。「第2表 債務負担行為」につきまして、総合計画・総合戦略改定業務について、期間は令和8年度、債務負担限度額は550万円。本業務の入札を年度内に執行する必要があるためでございます。

次に、こども園給食調理業務及び洗浄業務委託について、期間は令和8年度から令和10年度、債務負担限度額は5,544万円。本業務の入札を年度内に実施する必要があるためでございます。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。「第3表 地方債補正」につきましては、1.（追加）といたしまして、子ども・子育て支援事業で320万円、デジタル活用推進事業で290万円、計610万円を追加いたします。

7ページの、2.（変更）で、限度額を脱炭素化推進事業で5,230万円を5,250万円に20万円の増額。

公共施設等適正管理推進事業で1億5,550万円を1億5,820万円に270万円の増額で、それぞれ変更を行います。

これによりまして、地方債補正の変更合計金額は、補正前の額2億780万円、補正後の額2億1,070万円、変更額は290万円となります。

9ページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一） これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

只今、議題となっています議案第8号は、総務産業建設常任委員会に付託したいと思いをします。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議長（近藤晃一） 続いて、日程第15 議案第9号「令和7年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉推進室課長（井上育久） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。井上健康福祉推進室課長。

（井上健康福祉推進室課長 登壇）

健康福祉推進室課長（井上育久） おはようございます。健康福祉推進室 井上でございます。よろしくお願いいたします。議案第9号「令和7年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）について」説明させていただきます。

本補正につきましては、一つ目といたしまして、令和6年度決算において、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計の繰入金の実績の精算で、各項目ごとに精査した結果、歳出として860万3,000円の返還。歳入として314万5,000円の追加交付が、それぞれ生じたための補正でございます。

二つ目として、低所得者に対しまして軽減措置を実施している、介護保険料に充当する国庫支出金と県支出金の交付金が確定したため、歳入の財源更正を行うための補正でございます。

三つ目として、高額医療合算介護サービス費において、当初見込みより対象者が増加したため、増額補正を行います。

四つ目として、決算の結果、余剰金が発生いたしましたので、補正を行います。

五つ目として、介護給付費準備基金の積立金の利子において、金利が上がったため増額になるため、増額補正を行います。

それでは、詳細につきまして、補正予算書により説明させていただきます。補正予算書14ページの方をお願いいたします。

歳出の部といたしまして、2款 保険給付費、6項 高額医療合算介護サービス等費、1目 高額医療合算介護サービス費で82万5,000円の増額補正です。

4款 基金積立金、1項 基金積立金、1目 介護給付費準備基金積立金で1,567万4,000円の増額補正です。

6款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、3目 償還金で860万3,000円の増額補正です。

この財源としまして、戻っていただきまして8ページをお願いいたします。

歳入の部といたしまして、1款 保険料、1項 介護保険料、1目 第1号被保険者保険料で、マイナスの12万の減額補正です。

3款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 介護給付費負担金で21万7,000円の増額補正です。

同款、2項 国庫補助金、1目 調整交付金で3万3,000円の増額補正です。同款、同項、3目 地域支援事業交付金（予防・支援総合事業以外分）で135万1,000円の増額補正です。

4款 支払基金交付金、1項 支払基金交付金、1目 介護給付費交付金で119万6,000円の増額補正です。

次のページをお願いいたします。10ページですね。5款 県支出金、1項 県負担金、1目 介護給付費負担金で13万6,000円の増額補正です。

同款、2項 県補助金、2目 地域支援事業交付金（予防・支援総合事業以外分）で64万8,000円の増額補正です。

6款 財産収入、1項 財産運用収入、1目 利子及び配当金で2万円の増額補正です。

7款 繰入金、1項 一般会計繰入金、1目 介護給付費繰入金で13万6,000円の増額補正です。同款、同項、4目 低所得者保険料軽減繰入金で36万4,000円の増額補正です。

次のページ、12ページをお願いいたします。8款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金で2,112万1,000円の増額補正です。

以上でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第9号 令和7年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和7年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）を別紙のとおり提出する。

令和7年9月2日提出、安堵町長 西本安博。

補正予算書2ページをお願いいたします。

議案第9号 令和7年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）

令和7年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,510万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,076万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月2日提出、安堵町長 西本安博。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入。1款 保険料、1項 介護保険料、補正前の額は2億1,189万1,000円、補正額マイナスの12万円、計2億1,177万1,000円。

3款 国庫支出金、1項 国庫負担金、補正前の額1億5,389万7,000円、

補正額は21万7,000円、計1億5,411万4,000円。

同款、2項 国庫補助金、補正前の額は4,317万1,000円、補正額は138万4,000円、計4,455万5,000円。

4款 支払基金交付金、1項 支払基金交付金、補正前の額は2億3,415万7,000円、補正額は119万6,000円、計2億3,535万3,000円。

5款 県支出金、1項 県負担金、補正前の額は1億2,048万7,000円、補正額は13万6,000円、計1億2,062万3,000円。

同款、2項 県補助金、補正前の額は915万2,000円、補正額は64万8,000円、計980万円。

6款 財産収入、1項 財産運用収入、補正前の額は1万円、補正額は2万円、計3万円。

7款 繰入金、1項 一般会計繰入金、補正前の額は1億3,966万5,000円、補正額は50万円、計1億4,016万5,000円。

8款 繰越金、1項 繰越金、補正前の額は1,000円、補正額は2,112万1,000円、計2,112万2,000円。

歳入合計。補正前の額は9億1,566万2,000円、補正額は2,510万2,000円、計9億4,076万4,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出です。2款 保険給付費、6項 高額医療合算介護サービス等費、補正前の額は286万4,000円、補正額は82万5,000円、計368万9,000円。

4款 基金積立金、1項 基金積立金、補正前の額は1万1,000円、補正額は1,567万4,000円、計1,568万5,000円。

6款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、補正前の額は43万円、補正額は860万3,000円、計903万3,000円。

歳出合計。補正前の額は9億1,566万2,000円、補正額は2,510万2,000円、計9億4,076万4,000円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 討論なしと認めます。

これより、議案第9号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（近藤晃一） 起立全員です。お座りください。

9番（森田 瞳） はい、議長

議長（近藤晃一） はい。森田瞳議員。

9番（森田 瞳） 今9号、承認なったんですけども、ちょっと戻っていただきたいんですけど、議案第8号の中で、これ常任委員会に付託された案件でございますけども、ちょっと準備していただく関係の中で、常任委員会でいろいろとお聞きしたいと思います。ページが、5ページでございますけども、この中で、第2表の債務負担行為の2段目。こども園給食調理業務及び洗浄業務委託、令和8年度から令和10年度3年間5,544万円。これにつきまして、業務委託をされておる関係の中で、ちょっとこの常任委員会の説明を求める中で、教育委員会の中での所感を賜りたいと思いますので、その節よろしく説明をお願い申し上げます。出席願いたいと思いますので、お願いいたします。

議長（近藤晃一） 今、森田瞳議員の方から提案のありました内容で、執行部よろしいでし

ようか。

総務部長（吉田一弘） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。吉田総務部長。

総務部長（吉田一弘） 自席から失礼いたします。こども園の所管がですね、住民生活部の子ども家庭推進室の方になっております。教育委員会ではございません。

9 番（森田 瞳） 教育委員会ではないの。

総務部長（吉田一弘） ではございません。

9 番（森田 瞳） そしたら、その所管の方で説明をいただきたいということでございますので、お願いします。

総務部長（吉田一弘） はい。わかりました。

議長（近藤晃一） 所管の説明を委員会の方でお願いしたいということで、出席方よろしく願いいたします。

それでは、第9号は原案どおり可決いたしましたので、只今11時55分でございます。13時まで、暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時55分）

再 開（午後 1時00分）

議長（近藤晃一） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、日程第１６ 議案第１０号「安堵中央公園体育館雨漏修繕工事の契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育次長（溝本貴宏） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。溝本教育次長。

（溝本教育次長 登壇）

教育次長（溝本貴宏） 教育委員会の溝本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第１０号「安堵中央公園体育館雨漏修繕工事の契約の締結について」を説明させていただきます。

本件につきましては、予定価格が５，０００万円以上の工事請負であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第１０号「安堵中央公園体育館雨漏修繕工事の契約の締結について」

安堵中央公園体育館雨漏修繕工事の契約の締結について、次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年安堵村条例第２号）第２条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和７年９月２日 提出、安堵町長 西本安博。

記。

- | | |
|----------|---|
| １．契約の目的 | 安堵中央公園体育館雨漏修繕工事 |
| ２．契約の方法 | 指名競争入札 |
| ３．契約の金額 | ６，６３３万円（うち消費税６０３万円） |
| ４．契約の相手方 | 奈良県磯城郡田原本町大安寺１０２
吉村建設株式会社
代表取締役社長 吉村 輝高 |
| ５．予定価格 | ７，０５９万８，０００円（税込） |

以上でございます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一） これより、質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 質疑なしと認めます。
これより、討論を行います。
討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 討論なしと認めます。
これより、議案第１０号を採決します。
この採決は起立によって行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（近藤晃一） 起立全員です。お座りください。
議案第１０号は、原案のとおり可決されました。

議長（近藤晃一） 続いて、日程第１７ 議案第１１号「まほろば環境衛生組合規約の変更
について」を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。吉田住民課長。

(吉田住民課長 登壇)

住民課長(吉田彰宏) 住民課の吉田です。よろしくお願いします。それでは、議案第11号「まほろば環境衛生組合規約の変更について」を御説明させていただきます。

令和7年10月から、可燃ごみの、ごみ中継施設供用開始に伴いまして、まほろば環境衛生組合の事務所の所在地を変更するには、構成3町であります安堵町・広陵町・河合町の議決が必要となるため、まほろば環境衛生組合規約の変更について、本議会に上程するものでございます。

詳細につきましては、議案書の最後のページ、2 ページの新旧対照表により御説明させていただきます。

右側の現行でございしますが、第5条「大字東安堵958番地に置く。」今現在、組合の事務局が安堵町役場の住所地となっておりますのを次のごみ中継施設の住所地であります「大字笠目326番地1に置く。」というふうに変更させていただきます。

なお、施行期日につきましては、令和7年10月1日からとさせていただきます。

それでは、戻っていただきまして、議案書を朗読させていただきます。

議案第11号 まほろば環境衛生組合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第2項の規定により、まほろば環境衛生組合規約を次のとおり変更したいので、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月2日提出、安堵町長 西本安博。

本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いします。

議長(近藤晃一) 本案件につきまして、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤晃一) 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長（近藤晃一） 討論なしと認めます。

これより、議案第１１号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（近藤晃一） 全員起立です。お座りください。

議案第１１号は、原案のとおり可決されました。

議長（近藤晃一） 続いて、日程第１８ 議案第１２号「訴えの提起について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

理事（池田佳永） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。池田理事。

（池田理事 登壇）

理事（池田佳永） 事業課の池田でございます。よろしくお願いいたします。それでは、議案第１２号「訴えの提起について」を御説明させていただきます。

当案件は、令和６年第１回定例会におきまして、調停の申立てを上程し、可決いただきました。その後、町の受任者による顧問弁護士を介して、奈良簡易裁判所令和６年（ノ）第３１号、所有権移転登記手続を申立てました。

被告などの話し合いによる解決を目指し、これまでに２度、調停の場を開かれ、おのの各調停員と協議を進めてまいりましたが、２回目の調停の場で、申立て人と相手方を一堂に会し、その場で調停員から、調停不成立で終了するという旨を宣誓されました。

当該土地は、平成１５年１月２７日に売買契約を締結し、契約金員も支払い済みで

あることから、当該土地の分筆と所有権移転登記を完了させる必要があります。

つきましては、奈良簡易裁判所へ訴えの提起を行いたいため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書の2ページ目に位置図、3ページ目に詳細図をつけております。

それでは、議案書の1ページに戻っていただきまして、議案書を朗読させていただきます。

議案第12号「訴えの提起について」

次のとおり訴えを提起したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月2日 提出、安堵町長 西本安博。

1. 当事者 原告 安堵町

2. 事件名 所有権移転登記手続請求事件

3. 対象物件といたしまして、土地、所在地が、奈良県生駒郡安堵町大字■■■■、地番が、■■■■■■■■■■の一部、地目が、宅地でございます。

4. 請求の趣旨といたしまして、（1）被告は、原告に対し、土地の分筆手続及び所有権移転登記の手続きをせよ。（2）訴訟費用は、被告らの負担とする。という形でございます。

続きまして、5. 提訴の理由でございます。奈良簡易裁判所令和6年（ノ）第31号所有権移転登記手続を申立て、被告らとの話し合いによる解決を目指したが調停不成立となり終了しました。

当該土地は、平成15年1月27日に売買契約を締結し、契約金員も支払い済みであることから、当該土地の分筆と所有権移転登記を完了させる必要がある。

よって、被告らに対し、売買契約及び所有権に基づき、各土地の分筆及び所有権移転登記手続を行うよう求める。

6. 訴訟の遂行上の方針といたしまして、（1）訴訟における上記請求が認容されないときは、必要に応じて上訴するものとする。（2）訴訟遂行上の過程において必要がある場合は、適当と認める条件で和解することができる。

7. 訴訟代理人として、町長が委任した者とする。

以上でございます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一） これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番（森田 瞳） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。森田瞳議員。

9番（森田 瞳） ちょっと確認しておきたいんですけども、この対象物件、土地っていうのが、地番で言えば、■■■■■■■■■■■■■■■■■■の一部とあります。その■■■■■の一部ということで3ページの、この丈量図の中でお示ししていただいた■■■■■■■■■■というの
は、白の空白の部分を示してるのか、それとも右斜線部分、右下に折れる部分と左下に折れる斜線部分は、この辺のこと、ちょっとその辺の、どの部分ということでお示しいただけたらありがたい。

理事（池田佳永） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。池田理事。

理事（池田佳永） 白席より申し訳ございません。資料の方ですね、ちょっと白黒で提出させてもらってるので大変見にくいかとは思いますが、３ページの右横に記させてもらっております、薄く色が着色されている、地図上で言いますと、数字で■■■■■■■■とか、■■■■■■■■とかという形で書かせてもらってる部分があります。こういった部分的な所が、安堵町に売買されておられまして、真ん中の■■■■■■■■等々ですね、この辺りに関しましてはまだ、御本人の所有地ということになりますので、部分的に分筆させていただいて、安堵町へ譲渡していただくという、ちょっとこの地図では申し訳ございません、白黒で分かりにくいので、もし必要であればまたカラーで、

議長（近藤晃一）　今、池田理事が言っていた部分は、３ページを横にして、丈量図と書いてある下の左側の逆Ｌ字型と、その右側のＩ字型の部分ですか。

理事（池田佳永）　１個１個ちょっと説明させていただきます。真ん中に■■■■■と書いている土地がございます。その上に■■■■■と書いている土地がございます。もう一つ上段ですね、ちょっと濃いめの字で、里道（町道）と書いている土地があるんで

すけども、そのすぐ下が空白で空いてる土地がございます。そのもう一つ右側にも■■■■■■■■という形で土地が、薄く、この白黒の図面では着色してる土地がございます。これを全部ひっくるめた一つが■■■■■■■■番地となりますので、今、分けた、上の着色しているところと道路の部分、ここが町のほうで買収をしておるところでございますので、その境界、全体の境界画定と、町が買い戻した所ですね、ここの権利譲渡を裁判で求めるところでございます。

9 番（森田 瞳） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。森田瞳議員。

9 番（森田 瞳） この■■■■■■■■■■の一部ということで、ここで対象物件を示して、ちょっと面積的にも、ここで付記されておらない。私だけで結構ですので、ちょっと私に色の分けた図ですね、分かりやすい図ちょっと提供いただけたらありがたい。

私、このね、今、相手方の■■■■■■■■さん共々よく存じておられる方やから、ちょっと私自身が比較的ちょっと詳しくしておきたいなと、頭で整理しておきたいなという思いもございますので、できましたら後日で結構ですので、よろしくお願いいたします。

理事（池田佳永） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。池田理事。

理事（池田佳永） 申し訳ございません。また資料の方ですね、きちっと着色して分かりやすい図面がございますので、そちらの方を提出したいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一） 本件ですけども、この薄く塗った部分で、合計面積が61.89平米ということでよろしいですかね。

理事（池田佳永） それも踏まえて、もう少しわかりやすい図面を。

議長（近藤晃一） それも含めて、後日いただくということで。

他に、質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ございますか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 討論なしと認めます。

これより、議案第１２号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（近藤晃一） 起立全員です。お座りください。

議案第１２号は、原案のとおり可決されました。

議長（近藤晃一） 日程第１９ 認定第１号「令和６年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第２４ 認定第６号「令和６年度安堵町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」までの６議案を一括議題といたします。

一括して、提案理由の説明を求めます。

会計管理者（富士青美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。富士会計管理者。

（富士会計管理者 登壇）

会計管理者（富士青美） 会計管理者 富士でございます。よろしくお願いいたします。認定第１号「令和６年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第６号「令和６年度安堵町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」まで、一括して御説明いたします。

はじめに、認定第１号から認定第４号までの、一般会計と特別会計についてです。

地方自治法第２３３条の規定に基づき、令和６年５月末日をもって前年度の出納を閉鎖後、令和６年度決算を調製し、７月２２日から２４日までの３日間で監査委員による決算審査を受けましたので、監査委員の意見書を付けて、議会の認定をいただくために上程するものでございます。

決算書２ページを御覧ください。

一般会計歳入歳出予算額４億６，１０６万４９２円に対して、歳入決算額４億５，３，９００万６，１０６円、歳出決算額４億１，４１４万９，６１９円。歳入歳出差引残高２億２，４８５万６，４８７円、このうち、翌年度への繰越明許費繰越額は１億４万９，０００円であり、これを減じた２億２，２９０万７，４８７円は翌年度への繰越。

次に、国民健康保険特別会計歳入歳出予算額９億５，０２７万８，０００円に対して、歳入決算額８億１，７６８万６，２３５円、歳出決算額８億４，０２万９，６２２円。歳入歳出差引残高１，３６５万６，６１３円は翌年度へ繰り越し。

次に、介護保険特別会計（保険事業勘定）です。歳入歳出予算額９億３，９４万６，０００円に対して、歳入決算額８億６，２４７万６，６９９円、歳出決算額８億４，１３５万５，２６５円。歳入歳出差引残高２，１１２万１，４３４円は翌年度へ繰り越しました。

次に、後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算額１億５，７９２万５，０００円に対して、歳入決算額１億４，２４７万６，６２８円、歳出決算額１億４，２３３万３，３２８円。歳入歳出差引残高１４万３，３００円は翌年度への繰越です。

以上より、一般会計及び特別会計の総合計、一番下の欄ですが、歳入歳出予算額６億７，３２０万９，４９２円に対して、歳入決算額６億３，１６４万５，６６８円、歳出決算額６億１，８６万７，８３４円。歳入歳出差引残高２億５，９７７万７，８３４円、このうち、翌年度への繰越明許費繰越額は１億４万９，０００円であり、これを減じた２億５，７８２万８，８３４円は翌年度へ繰り越しとなりました。

それでは、議案書を朗読いたします。

認定第１号～第４号 令和６年度安堵町歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和6年度安堵町歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会に提出し、認定を求める。

1 令和6年度安堵町歳入歳出決算の認定について

認定第1号 一般会計歳入歳出決算

認定第2号 国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認定第3号 介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算

認定第4号 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

2 令和6年度安堵町各種会計別決算総括表、款別決算額比較表、決算書、実質収支に関する調書、決算事項別明細書、財産に関する調書

3 監査委員審査意見書

4 主要な施策の成果の説明書

令和7年9月2日提出、安堵町長 西本安博。

次に、認定第5号と認定第6号、公営事業会計についてです。地方公営企業法第30条の規定に基づき、令和6年度終了後、前年度の出納を閉鎖し、令和6年度決算書を調製しました。監査委員による決算審査を受けましたので、監査委員の意見書を付けて、議会の認定をいただくために上程するものでございます。

水道事業会計について、決算書4ページと5ページをお願いします。

収益的収入及び支出、収入予算額1億9,350万3,000円に対して、決算額1億8,156万8,166円。支出予算額2億817万8,000円に対して、決算額1億8,294万4,008円となりました。

資本的収入及び支出、収入予算額0円、決算額0円。支出予算額7,373万1,000円に対して、決算額5,411万8,191円。資本的収入の資本的支出額に対する不足額5,411万8,191円には、過年度分損益勘定留保資金4,953万8,392円と、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額457万9,799円で補填いたしました。

それでは、議案書を朗読いたします。

認定第5号 令和6年度安堵町水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、令和6年度安堵町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会に提出し、認定を求める。

令和7年9月2日提出、安堵町長 西本安博。

決算額など、概要については、先ほどの説明と重複するため割愛させていただきま

す。

次に、下水道事業会計について。

下水道事業会計の決算書４ページと５ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出、収入予算額２億５，７２７万４，０００円に対して、決算額２億４，２１５万６，６３２円。支出予算額２億５，７２７万４，０００円に対して、決算額２億３，３５６万７，５５２円。

資本的収入及び支出、収入予算額１億３，５５７万円に対して、決算額１億３，３８０万円。支出予算額２億２，６５５万８，０００円に対して、決算額２億１，８３５万６２５円。資本的収入額の資本的支出額に対する不足する額８，４５５万６２５円、これには当年度分の損益勘定留保資金７，９５２万４，６６５円と、消費税及び地方消費税資本的収支調整額５０２万５，９６０円で補填しました。

また、剰余金処分については９ページを御覧ください。

未処分利益剰余金２，１９６万５，１２７円、議決による処分、減債積立金相当額資本金組入れ１，０００万円を減じた処分後残高繰越利益剰余金は１，１９６万５，１２７円となります。

それでは議案書を朗読いたします。

認定第６号 令和６年度安堵町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３２条第２項の規定に基づき、令和６年度安堵町下水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同法第３０条第４項の規定に基づき、令和６年度安堵町下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会に提出し、認定を求める。

令和７年９月２日提出、安堵町長 西本安博。

決算額剰余金処分の概要については、先ほどの説明と重複するため割愛させていただきます。

以上です。

御審議、認定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（近藤晃一） 続きまして、決算審査の意見について報告を求めます。

議会選出監査委員（福井保夫） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。福井議員。

（福井議会選出監査委員 登壇）

議会選出監査委員（福井保夫） 議会選出監査委員の福井です。それでは、監査委員による決算審査の結果について報告します。

これは、代表監査委員との合議によるものであることを最初に申し上げておきます。

はじめに、安堵町一般会計及び特別会計決算審査の結果について。

第1 審査の対象、令和6年度安堵町一般会計歳入歳出決算、安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算、安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算。

第2 審査の期日、令和7年7月22日、23日、24日

第3 審査の実施者、安堵町監査委員 植平勝彦、安堵町監査委員 福井保夫

第4 審査の方法、審査に付された各決算書及び決算付属書類が、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係帳簿その他証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めたその他の審査手続を実施した。

会計管理者が所管している諸帳簿及び決算に関する証拠書類等と照合し、また、関係職員から説明を聴取するとともに、定期監査及び例月現金出納検査の結果を踏まえて審査を実施した。

なお、有価証券等については令和7年7月22日に確認を行った。

第5 審査の結果、審査に付された一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の各計数は、関係法令に準拠して作成され、誤りのないものと認められた。

関係調書については、一部軽微な誤りの箇所があり、その都度、口頭で是正・訂正を促したので、今後は適正な処理をお願いしたい。

各基金の運用状況については、計数に誤りなく適正に運用されているものと認められた。

決算の結果、概要及び基金については、決算審査意見書2ページ以降のとおりでございます。

それでは、審査の結果の意見を申し述べます。

審査意見。

令和6年度の「第5次安堵町総合計画」「第2期総合戦略」を実行するにあたり、各施策が展開できるよう必要な諸経費が計上され、住民生活に影響のあるもの、町の発展につながる事業及び各種イベント等が実施された。

特に、子育て世帯への母子保健・児童福祉一体的相談支援を行うため「Living Park キラリエ」をオープンさせ、子ども家庭総合支援拠点事業を展開された。

また、ごみ処理広域化に伴う、山辺・県北西部広域環境衛生組合への負担金交付、遊水地整備事業等に係る都市計画事業用地や、水害用ボート等の防災対策用備品の購入等を行った。

一般会計決算の状況については、歳入総額45億3,900万6,106円、歳出総額43億1,414万9,619円、差引額2億2,485万6,487円で、翌年度繰越財源194万9,000円を減じた実質収支額は2億2,290万7,487円で、黒字となっている。

また、特別会計についても、実質収支額で黒字となっており、本町の財政は収支において健全状態にあると言える。

しかし、一般会計の自主財源は15億1,159万9,177円であり、財政構成において33.3%で、前年度と比べ2.2%減と、依然として低率となっている。町行政活動の自主性・安定性を得るために、自主財源の増額を図るための方策が必要と思われるので、各補助金等についても今後再考されたい。

今後、より一層厳しい行政運営が予想されるが、計画的・効率的な財政運営で、限られた財源を最大限に活用し、効果を上げるよう町民の生活向上に努めることを期待するものである。

今後の財政運営について。基金残高は増加したものの、物価高騰への対応、社会保障関係経費の増大、災害対策及び町内公共施設老朽化に伴う改修等、歳出の増加が見込まれる。一層健全な財政運営に向けた取組を進められるとともに、自主財源の拡大策を引き続き検討し、安定した歳入の確保に努められたい。

今後も「第5次安堵町総合計画」「第2期総合戦略」を基に、子育て、教育、医療、産業振興、生活環境などの政策目標のさらなる推進等が行われ、役場全体の業務量がさらに増えることが懸念される。

常に業務の見直しを行い、限られた財源の中で、歳出の効率化・重点化を図り、健全な財政運営と行政改革に努められたい。

次に、令和6年度安堵町水道事業会計決算審査の結果について。

第1 審査の対象、令和6年度安堵町水道事業会計決算

第2 審査の期日、令和7年7月23日

第3 審査の実施者、安堵町監査委員 植平勝彦、安堵町監査委員 福井保夫

第4 審査の方法、審査に付された決算書類が関係法令に準拠して作成され、水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計帳簿その他の会計帳簿及び関係書類との帳簿突合、証憑突合、決算突合等の通常実施すべき審査手続及び必要と認めたその他の審査手続を実施した。

また、関係職員から説明を聴取するとともに、定期監査及び例月現金出納検査の結果を踏まえて審査を実施した。

なお、審査にあたっては、水道事業が地方公営企業法第3条の規定に従い、合理性と能率性の発揮と公共の福祉を増進するよう運営されたかどうかを検討するための分析等も行った。

第5 審査の結果、審査に付された令和6年度水道事業会計決算書類は、関係法令に準拠して作成されており、当事業年度の経営成績及び当事業年度末の財政状況を適正に表示しているものと認められた。

決算の概要は、決算審査意見書2ページ以降のとおりでございます。

それでは、審査結果の意見を申し述べます。

審査意見。

令和6年度決算において、営業収益が1億4,534万9,719円で、対前年度237万509円減少、うち給水収益が1億3,105万9,596円で、対前年度247万1,218円減少した。また営業費用が1億7,178万9,833円で、対前年度47万294円増加した。

なお、営業収益から営業費用を差し引いた営業損失は2,644万114円となった。

令和6年度の利益剰余金は、営業損失に営業外収益を加え営業外費用を差し引いた経常損失640万617円と、特別利益を合算した結果が、当年度純損失618万4,762円となり、前年度繰越利益剰余金7億4,482万7,929円を加えると、7億3,864万3,167円となった。

令和6年度の決算に関し、水道事業収益は1億8,156万8,166円で、対前年度169万8,147円の減少という結果となっている。

資本的収支についても、予算内で計画的に執行できている。

今後も、収支について精査しつつ、水道事業運営を適切に進められたい。

次に、令和6年度安堵町下水道事業会計決算審査の結果について。

第１ 審査の対象、令和６年度安堵町下水道事業会計決算

第２ 審査の期日、令和７月２３日

第３ 審査の実施者、安堵町監査委員 植平勝彦、安堵町監査委員 福井保夫

第４ 審査の方法、審査に付された決算書類が関係法令に準拠して作成され、下水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計帳簿、その他の会計帳簿及び関係書類との帳簿突合、証憑突合、決算突合等の通常実施すべき審査手続及び必要と認めたその他の審査手続を実施した。

また、関係職員から説明を聴取するとともに、定期監査及び例月現金出納検査の結果を踏まえて審査を実施した。

なお、審査にあたっては、下水道事業が地方公営企業法第３条の規定に従い、合理性と能率性の発揮と公共の福祉を増進するよう運営されたかどうかを検討するための分析等も行った。

第５ 審査の結果、審査に付された令和６年度下水道事業会計決算書類は、関係法令に準拠して作成されており、当事業年度の経営成績及び当事業年度末の財政状況を適正に表示しているものと認められた。

決算の概要は、決算審査意見書２ページ以降のとおりでございます。

それでは、審査結果の意見を申し述べます。

審査意見。

令和６年度決算において、営業収益が６，７６６万２，１３９円で、対前年度２４４万６，８３３円減少、うち下水道使用料が６，６１５万７，１３９円で、対前年度２４万２，１６７円増加した。また、営業費用が２億２２８万９，８６６円で、対前年度１，１０３万８７２円増加した。

なお、営業収益から営業費用を差し引いた営業損失は１億３，４６２万７，７２７円となった。

令和６年度の利益剰余金は、営業損失に営業外収益を加え営業外費用を差し引いた経常利益６９１万４，３８０円と、特別利益１１万２，３７３円を合算した結果が、当年度純利益７０２万６，７５３円となり、前年度繰越利益剰余金４９３万８，３７４円を加えると、１，１９６万５，１２７円となった。

令和６年度の決算に関し、下水道事業収益は２億４，２１５万６，６３２円で、対前年度８，７２０万１，５５８円の減少という結果となっている。

資本的収支についても、予算内で計画的に執行できている。

今後も、収支について精査しつつ、下水道事業運営を適切に進められたい。

以上です。

議長（近藤晃一） 福井監査委員、ありがとうございました。

それでは、これより一括質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

認定第1号につきましては私、議長と監査委員である福井議員を除く7名の委員で構成する一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号は、議長と監査委員を除く7名の委員で構成する一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

次に、認定第2号から認定第6号までの5議案についても、議長と監査委員である福井議員を除く7名の委員で構成する特別会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号から認定第6号までの5議案については、議長と監査委員を除く7名の委員で構成する特別会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

只今設置されました各決算審査特別委員会の正副委員長の互選を行いますので、暫時休憩いたします。

只今、１３時５０分ですので、１４時まで休憩いたします。

休 憩（午後 １時５０分）

再 開（午後 ２時００分）

議長（近藤晃一） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

先ほど設置されました各決算審査特別委員会の正副委員長を申し上げます。

一般会計決算審査特別委員会 委員長 森田裕康議員、副委員長 浅野勉議員。

特別会計等決算審査特別委員会 委員長 上林勝美議員、副委員長 山岡敏議員。

以上ですので、よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一） 続いて、日程第２５ 報告第３号「令和６年度決算に係る健全化判断比率報告書について」及び日程第２６ 報告第４号「令和６年度決算に係る資金不足比率報告書について」を一括議題とします。

一括して、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。増田総合政策課長。

（増田総合政策課長 登壇）

総合政策課長（増田篤人） 総合政策課 増田でございます。よろしくお願いいたします。

報告第３号「令和６年度決算に係る健全化判断比率報告書について」でございます。

議案書を朗読いたします。

報告第３号 令和６年度決算に係る健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１

項の規定により、令和６年度の健全化判断比率を次のとおり報告します。

下段の表のとおりでございます。

実質赤字比率、連結実質赤字比率については、黒字であったため、該当はございません。

また、実質公債費比率、将来負担比率については、早期健全化基準を下回っており、該当はございません。

令和７年９月２日報告、安堵町長 西本安博。

以上、報告でございます。

続きまして、報告第４号「令和６年度決算に係る資金不足比率報告書」でございます。

議案書を朗読いたします。

報告第４号 令和６年度決算に係る資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第２２条第１項の規定により、令和６年度の資金不足比率を次のとおり報告します。

令和６年度水道事業会計及び下水道事業会計の決算の結果、いずれの会計ともに資金不足は生じていないため、資金不足比率は該当ございません。

令和７年９月２日報告、安堵町長 西本安博。

以上、報告いたします。

議長（近藤晃一） はい。続きまして、審査結果について報告を求めます。

議会選出監査委員（福井保夫） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。福井議員。

（福井議会選出監査委員 登壇）

議会選出監査委員（福井保夫） それでは、監査委員２名を代表いたしまして、令和６年度決算に係る財政健全化判断比率の審査結果及び資金不足比率の審査結果について、一括して報告します。代表監査委員との合議によるものです。

はじめに、財政健全化判断比率です。

第１ 審査の対象、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９

4号)第3条第1項の規定に基づき算定された健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類。

第2 審査の期日、令和7年7月24日

第3 審査の実施者、安堵町監査委員 植平勝彦、安堵町監査委員 福井保夫

第4 審査の方法、審査に付された令和6年度決算に基づく健全化判断比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかを主眼において実施した。

審査においては、総務省が作成した記載要領等に基づき、健全化判断比率を算定するための算定様式の記載事項について、関係部局が作成した算定根拠資料、関係証書類等との照合、確認を行った。

さらに、算定手順等の妥当性を確認するために、関係職員からの説明及び聴取を実施した。

第5 審査の結果、審査に付された令和6年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正であると認められた。

各比率は、意見書2ページ以降に掲載されているとおりであります。

それでは、審査結果意見を申し述べます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字比率には該当しない。実質公債費比率及び将来負担比率については健全と言える。

よって、特に是正改善を要する、指摘すべき事項はない。

次に、資金不足比率について。

第1 審査の対象、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により審査に付された資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類。

第2 審査の期日、令和7年7月24日

第3 審査の実施者、安堵町監査委員 植平勝彦、安堵町監査委員 福井保夫

第4 審査の方法、審査に付された令和6年度決算に基づく資金不足比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかを主眼において実施した。

審査においては、総務省が作成した記載要領等に基づき、資金不足比率を算定するための算定様式の記載事項について、関係部局が作成した算定根拠資料、関係証書類等との照合、確認を行った。

さらに、算定手順等の妥当性を確認するために、関係職員からの説明及び聴取を実施した。

第5 審査の結果、審査に付された令和6年度決算に基づく健全化判断比率及びその

算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正であると認められた。

比率は、意見書２ページ以降に掲載しているとおりであります。

それでは、審査結果意見を申し述べます。

令和６年度の水道事業会計、下水道事業会計ともに資金不足は生じていないため、資金不足比率には該当しない。

よって、特に是正改善を要する、指摘すべき事項はなかった。

以上です。

議長（近藤晃一） はい。ありがとうございました。

これより、一括して質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 質疑なしと認めます。

これで、報告第３号及び報告第４号を終結します。

議長（近藤晃一） 以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

次の本会議は９月の３日、午前１０時開会です。一般質問を予定しております。

本日は、これで散会いたします。

散 会

午後 ２時１０分
